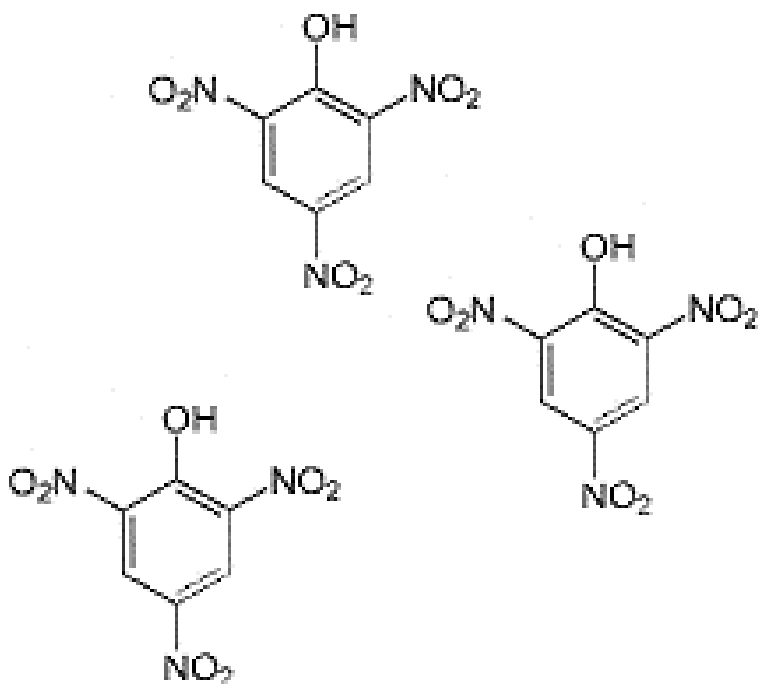


公益財団法人大阪府危険物安全協会

事業のご案内



○ 沿革

公益財団法人大阪府危険物安全協会は、公益財団法人として安全意識の普及啓発事業や危険物取扱者保安講習、危険物取扱試験受験準備講習、関係テキストの作成・改定などの関係事業を実施し、自主保安体制の確立を目的として活動を行っています。

大阪府では、明治14年に「石油取締規則」が制定され、明治34年6月には「石油槽、石油槽船及石油槽車取締規則」が公布されて石油類の規制が始まりましたが、大正6年5月5日に大阪市福島区の倉庫で塩素酸ソーダの大爆発事故が発生して、その年に石油類以外の危険物についても規制が始まりました。大正14年にはこれらが統合され、「危険物取締規則」のちに昭和10年に一部改正されて「危険物品取締規則」として公布され、終戦まで続いていました。当時、このような道府県令を出していたのは大阪と東京のみでした。

昭和14年に大阪市内でタンクから漏出したベンゾールに引火した火災が発生し、昭和16年には大阪市内の危険物倉庫で火災・爆発が、翌昭和17年には府下のセルロイド工場で爆発事故が発生しました。これらを踏まえて警察から指導があり、昭和18年に自主防災組織の設立準備がはじめられ、同じ年の7月1日に大阪府の決裁が下りて大阪府危険物品協会が設立されました。

この後、終戦から自治体消防への移行期間には協会の持つノウハウを生かして、講習や試験に多大の貢献を行いましたが、自治体消防制度が進むに合わせて、協会も堺支部、泉佐野支部、高槻支部を設立して対応していましたが、時の経過に合わせて、各市で危険物品協会が独立し始め、昭和25年7月1日に大阪府危険物品協会は活動を大阪市内に限定し、大阪市危険物品協会と改称しました。

しかし、事業のほとんどをこの大阪市危険物品協会が継承し、従前と変わりがありませんでしたので、昭和25年4月12日、当時独立していた12協会の賛同のもとに、昭和25年7月1日に大阪府危険物品協会連合会が発足しました。そして危険物規制の制度や基準が市町村条例から法となった昭和34年9月には、大阪府危険物品協会連合会が、危険物取扱者試験に際しての受験準備講習を実施し、あわせて甲種用、乙種用テキストの発行も行うとともに、知事発行新免許への切替え講習を実施していました。

昭和46年に保安講習の制度が法制化されましたが、これに伴い、大阪府では、大阪府危険物品協会連合会が、昭和48年に大阪府知事より委託を受けて講習を始めました。都道府県知事から委託を受けて講習を実施したのは、大阪府が全国で初めてのことです。以来、現在の協会に至るまで、保安講習は当協会が受託し、実施しています。

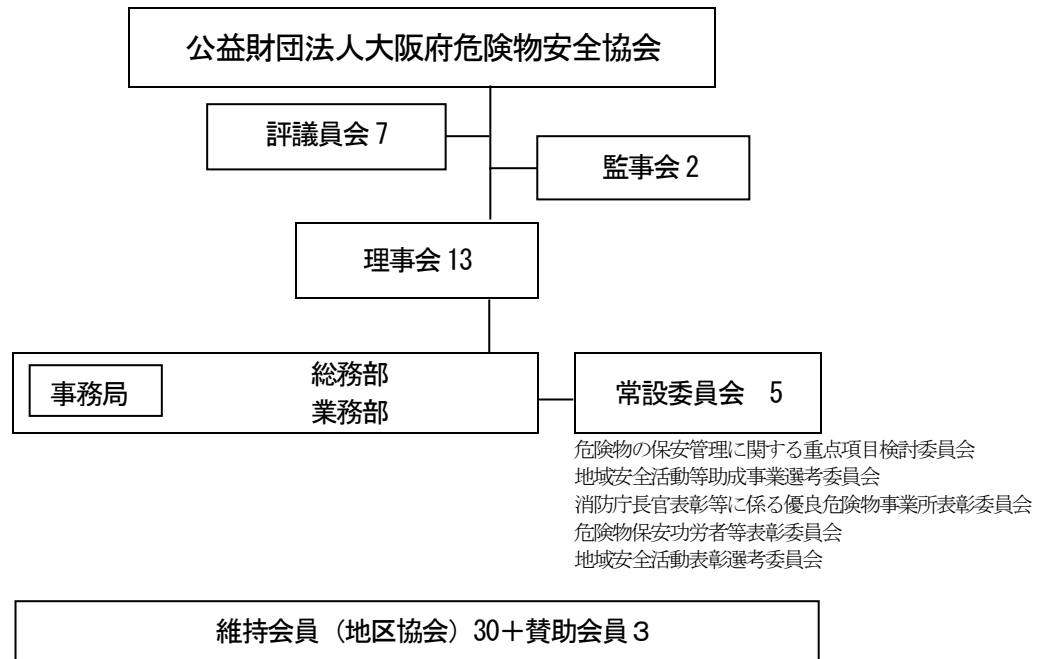
昭和52年11月1日に大阪府知事より許可を受け、大阪府危険物品協会連合会からの寄付及び自己資金のあわせて1,000万円を基本財産として、財団法人大阪府危険物安全協会が発足し、事業を引き継ぎましたが、平成18年の財団関係三法の改正により特例民法法人となり、平成24年9月3日に現在の公益財団法人に移行しました。

当協会は、府下30の地区協会等を維持会員とし、府域全域を対象として、消防機関をはじめとする関係団体と連携をとって、危険物災害の防止に向けた活動や危険物取扱者の養成や研修を実施して、府民の生命及び財産を災害から保護して公共福祉に寄与することを目的として、活動しています。

○ 概 要

名 称 公益財団法人大阪府危険物安全協会
所 在 地 〒556-0017 大阪府大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 OCAT ビル4階
TEL06-7507-1169 Fax06-7507-1470
E-mail anzen@osaka-safety.or.jp
ホームページ <http://www.piif-osaka-safety.jp/>
事業概要 危険物災害の防止等、社会の安全確保のため、次の事業を実施している。
① 危険物取扱者養成講習、危険物取扱者保安講習など講習事業
② 安全研修会等講習会の開催など安全対策向上事業
③ 危険物新聞の発行、危険物関係図書の刊行などの事業
④ その他協会の目的達成のための諸事業
基本財産 1,000 万円

○ 組 織



○ 役員等

評議員	石垣 茂一	西山 智朗	江浦 保	井戸 清明	片瀬 昭人
	村井 正生	西野 勝弘			
監事	石井 賢二	笠井 実			
代表理事	吉田 龍藏	奥 忠道	樋口 勝比古		
業務執行理事	渡邊 淳				
理事	鴻野 友次郎	山本 浩二	笹本 武志	松下 一治	吉村 幸滋
	吉村 盛善	高野 公男	山下 雅也	村上 健	

○ 事業の主な内容

I 公益目的事業

1 安全意識普及啓発事業

危険物行政は規制側面が強く、条文も仕様規定が多いのですが、最近の動向として、性能規定化が進められており、自主保安について自らがどのように考えるかが安全確保への大きな岐点になります。また、企業の社会的責任が大きく取り上げられる今日、事故発生による直接的被害と責任追及による間接的費用負担が企業存続の危機的状況を作り出す可能性もあります。また、安全確保は受動的ではなく、能動的に考え、行動して、自らが留意しなければ確保されないという自主保安の観点から、最近の安全対策に関すること、規制行政の動向や考え方に関することなどについて、安全研修会を開催しています。

また、当協会のホームページでは、安全意識の普及啓発のための安全管理に関する情報を提供するとともに、あわせて利便性向上のため、保安講習、養成講習の受講申し込みや図書購入もこのホームページを通じて行うことができます。

このほか危険物安全週間推進ポスターや小冊子の配布なども行っています。

2 新聞発行事業

最近の注目すべき事項や危険物や事業所の安全管理などの評論や関係法令に関するお知らせ、講習会の案内、資格試験の案内などを記事とし、危険物新聞として取りまとめ、販売しています。発行部数は毎月4,600部です。



3 危険物取扱者保安講習(受託)事業

我が国の産業の中で危険物取扱者免状を所持していなければ従事できない業種はかなり多くの割合を占めています。それは化学に関する分野のみならず、エネルギー、電気、医薬、建築、運輸など多岐にわたっており、我々の生活の様々な部分に入り込んでいることから、これらの免状取得者に対する講習は、安全な業務遂行と府民の安全を確保するために大変重要なものとなります。

この講習は、危険物の取扱作業に従事する者が安全・確実に作業を実施するため、消防法第13条の23に基づき大阪府知事が行なう法定講習で、危険物取扱作業に従事する危険物取扱者が3年に1回の受講を義務付けられている講習です。危険物取扱者免状を有してその業務に従事している者がこの講習を受講しない場合には、免状返納命令の対象になることがあります。また、保安監督者に選任されているにもかかわらず、講習を受講せず作業に従事していた場合などは、場合によっては危険物施設の所有者等に保安監督者の解任命令が発せられ、この命令に違反した所有者等には消防法第13条の24により、施設の使用停止命令が発せられることがあります。

当協会では、保安講習が法制化された翌年から大阪府知事より委託を受け、講習を実施しており、年間約8,600名の方が受講されています。



II その他の事業

1 危険物取扱者養成講習事業

消防法第13条第3項には危険物取扱者免状を有する者以外は危険物を取扱ってはならないとされており、危険物を取扱う作業に従事する者は、消防法第13条の2に規定するいずれかの免状を取得しておかなければならないとされています。危険物取扱者試験は、大阪府では年5回実施されており、受験しようとする方が携わっている業界は石油、化学、薬品業界のみならず、電気、食品、輸送等様々な分野に及んでいます。

また、免状の取得は特定の分野の方に限られているものではなく、免状の種類によっては資格要件もありませんので、必要とされる方は誰でも免状取得を目指すことができます。

免状の取得により、危険物の取り扱いを伴う作業の安全性を確保することにもつながります。当協会では、単に受験のためだけではなく、危険物に関する系統だった知識を習得していただくことを目指して、講習内容を充実させ、資格取得のための養成講習を開催しています。講習には、年間約千数百名の方が受講されており、高い合格率を維持しています。

なお、この講習は、消防法改正によって市町村長発行の危険物取扱者免状が知事免状に切り替えられた昭和34年に、当協会の前身である連合会が資格取得講習機関として大阪府知事より指定を受け、旧免状保持者に対する切替えの指定講習を行なうのと平行して、現在と同様の養成講習を開始したのが始まりで、現在に至っています。

養成講習には、甲種（講習期間：平日の3日間）、乙種第4類（講習期間：平日又は土日の2日間）があります。

2 安全大会等の開催

国では、毎年6月第2週（日曜日から土曜日まで）の1週間を危険物安全週間と定め、重点事項の推進を図っていますが、大阪府では6月を安全月間として、大阪府民、府下の事業所、危険物施設関係者を対象に、危険物施設の保安体制の整備促進、危険物に関する知識の普及啓発等を主な重点事項として推進しています。このため、この期間に大阪府と共催で安全大会を開催して地域の安全に功績のあった事業所や個人を表彰します。

3 全国統一事業関連事業

地下貯蔵タンクや移動タンクの定期点検については、点検実施方法、定期点検実施時期、適正点検の実施等について昭和62年に自治省消防庁（現在の総務省消防庁）から通知されましたが、この内容を具体化するために、点検従事者に対する技術講習、点検を業とするものに対する点検事業者認定及び点検実施施設に対する点検済みの表示の実施が、昭和63年に全国危険物安全協会連合会から改組された財団法人全国危険物安全協会（現在の一般財団法人全国危険物安全協会）を中心に制度化されました。

自治省消防庁の通知(昭和63年2月23日付け消防危第21号消防庁危険物規制課長通知)では、広報、受講申請及び終了考査の管理並びに講習修了証の作成・交付に関する事務、講習会場の管理、認定申請、検査済証の交付申請及びこれらに付帯する事務、講習終了証及び認定証の再交付に関する事務を各県危連、即ち大阪府では当協会に委託することとされています。

特に地下タンクについては、昭和30年代及び40年代に設置された未措置の古いタンクが未だ1割程度存在する現状から、漏洩による多大の被害及び損害を防止するために、この定期点検制度の持つ意義は大きく、当協会では、全国統一事業の一環として、こうした一連の事務を行っています。



4 図書の販売など

図書については、危険物取扱者養成講習でも使用する図書などを販売しています。販売している図書は、「物理・化学—危険物の性質・消火」など当協会発行の図書4種類、「危険物取扱必携—実務編」など一般財団法人全国危険物安全協会発行の図書6種類です。

《当協会発行の図書》



《当協会発行の模擬試験問題》

例示以外に10パターン程度のもを常時保有しています。



